

平成26年勝浦町マラソン議会（9月会議）会議録第5号

1 招集年月日 平成26年9月19日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 9月19日 午前9時30分 議長 大西一司

散会 9月19日 午前9時47分 議長 大西一司

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	美馬友子	2番	麻植秀樹
3番	河野道雄	4番	籾公一
5番	国清一治	6番	森本守
7番	山野忠男	8番	井出美智子
9番	大西一司	10番	川端雅夫

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	企画総務課長	伊丹眞悟
税務課長	前田泰子	福祉課長	大西博己
産業交流課長 農業委員会事務局長	野上武典	住民課長	笹山芳宏
建設課長補佐	松本博文	教育委員会事務局長 給食センター所長	久木喜仁
勝浦病院 事務局長	岡本重男	会計管理者 出納室長	豊岡和久

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本重幸

1 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 認定第1号 平成25年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第1号 勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の制定について

日程第4 議案第2号 勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 議案第3号 勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について

日程第6 議案第4号 平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）につい
て

日程第7 議案第5号 平成26年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第1
号）について

日程第8 議案第6号 平成26年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1
号）について

日程第9 議案第7号 勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第10 議案第8号 勝浦町教育委員会委員の任命について

日程第11 発議第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求め
る意見書について

日程第12 発議第3号 消費税10%への引き上げに反対する意見書について

日程第13 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（大西一司君） 皆さんおはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（大西一司君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

会議規則第91条の規定により請願等文書表を作成しましたので、配付をいたしておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは中田町長、福田副町長、椎野教育長、伊丹参事兼企画総務課長ほか関係各課長でございます。

なお、柳澤建設課長が公務出張のため、松本課長補佐に出席していただいております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第2，認定第1号，平成25年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件については、審査に時間を要しますので、10月会議に送ることといたします。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第3，議案第1号，勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第8，議案第6号，平成26年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題とします。

これより第三読会を開きます。

第三読会は、討論と採決を行います。議案第1号，議案第2号，議案第3号，議案第4号，議案第5号，議案第6号の6件を一括して討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） 異議なしと認めます。ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(大西一司君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大西一司君) 次に、本日追加提案されました日程第9、議案第7号、勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第10、議案第8号、勝浦町教育委員会委員の任命についての2件を一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条の規定により、状況によっては私からも質疑をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 皆さんおはようございます。

勝浦町マラソン議会9月会議の追加提案といたしまして、議案第7号、勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案をいたします。

次の者を勝浦町固定資産評価審査委員会委員に選任をいたしたいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

委員の住所は、勝浦町大字坂本字日浦16番地。氏名、大谷智彦。生年月日、昭和22年5月7日でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第8号、勝浦町教育委員会委員の任命について提案をいたします。

次の者を勝浦町教育委員会委員に任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

委員の住所は、勝浦町大字沼江字神谷7番地。氏名、大西直美。生年月日、昭和23年12月2日でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

(「トモヒコでなくトシヒコさん」の声あり)

固定資産の評価審査委員会委員の氏名につきまして、大谷トシヒコ氏でございます。おわびして訂正をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(大西一司君) トシヒコでええんやね。

(「トシヒコです」「トモヒコっていう……」の声あり)

町長の説明は終わりました。

お諮りします。

本件については、従来の慣例に従い、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

起立による採決を行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(大西一司君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第7号、勝浦町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び議案第8号、勝浦町教育委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大西一司君) 次に、本日追加提案されました日程第11、発議第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について及び日程第12、発議第3号、消費税10%への引き上げに反対する意見書についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第2号について美馬議員から説明をお願いします。

1番美馬議員。

入っとなが。

○1番（美馬友子君） 発議第2号，ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について，勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。

提出者，勝浦町議会議員美馬友子。賛成者，勝浦町議会議員国清一治。勝浦町議会議長大西一司殿。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

我が国のウイルス性肝炎，特にB型，C型肝炎の感染者や患者が全国で350万人存在すると推定されています。その多くは集団予防接種などにおける注射針などの連続使用や輸血，血液製剤の投与における感染と言われており，慢性肝炎から高い確率で肝硬変，肝がんに進行する重大な病気です。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は，B型，C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており，多数の患者が医療費助成の対象から外れています。中でも，ウイルス性肝炎がより重篤化した肝硬変，肝がん患者は，高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく，就労不能の方も多く，生活に困難を来しています。

また，現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定，障害者手帳の対象者とされているものの，医学上の認定基準が極めて厳しいため，亡くなる直前でなければ認定されないといった報告があるなど，実態に即していないと指摘されています。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特定措置法においては，とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされましたが，国においては肝硬変及び肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら新たな具体的措置が講じられていません。毎日120人以上の方が肝硬変や肝がんで亡くなっています。多くの患者が肝炎の進行と高額な医療費負担に苦しんでいる現状であり，一刻も早く次の次項を実現する

よう強く要望します。

1, ウイルス性肝硬変, 肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2, 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し, 患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上, 地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。平成26年9月19日。勝浦町議会。提出先, 衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣, 厚生労働大臣。

どうぞよろしく願います。

○議長(大西一司君) 美馬議員, ちょっと。

ここを特定って言うたけんな……。

○1番(美馬友子君) 特別, 済いません。

○議長(大西一司君) これ間違うたんやな。

○1番(美馬友子君) はい。

○議長(大西一司君) ちょっと言い直して。

○1番(美馬友子君) 失礼します。訂正お願いします。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法っていう……。

○議長(大西一司君) 特定って言い間違ったな。

○1番(美馬友子君) 「特定」のところを「特別」。

○議長(大西一司君) うん, 言い間違えただけや。

○1番(美馬友子君) よろしく願います。

○議長(大西一司君) ほれで結構です。

それでは続いて, 発議第3号について井出議員から説明をお願いします。

8番井出美智子君。

○8番(井出美智子君) 発議第3号, 消費税10%への引き上げに反対する意見書について。このことについて, 勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。平成26年9月19日提出。提出者, 勝浦町議会議員井出美智子。賛成者, 勝浦町議会議員森本守。勝浦町議会議長大西一司殿。

消費税10%への引き上げに反対する意見書。

政府は, 4月1日, 消費税を8%に引き上げました。長引く不況に加え, 多くの町

民はアベノミクスの恩恵どころか、物価上昇、収入減、社会保障削減の三重苦を強いられています。地元企業の倒産、廃業も後を絶ちません。失業や低賃金での生活苦、農業も厳しい現状です。

このような状況で、政府は莫大な税金をつぎ込み、消費税は社会保障税源に充てると大宣伝を行っていますが、年金が減り、医療費は上がり、社会保障負担はふえる一方です。低所得者ほど負担が重い消費税は、社会保障税源としてはふさわしくありません。これ以上の税負担には耐えられないという多くの町民の切実な実態と声を受けとめて、どうか消費税10%への引き上げを中止してください。

平成26年9月19日。勝浦町議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、復興大臣、内閣府特命担当大臣。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大西一司君） 提出者の説明終わりました。

これより発議第2号について質疑を行います。

発議第2号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ないようです。

次に、今の発議第3号について質疑を行います。

質疑のある方は発言をお願いします。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、お諮りします。

本件について、第二読会を省略し、直ちに第三読会において採決することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ご異議なしと認めます。

これより第三読会を開きます。

初めに、発議第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書についてを採決を行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(大西一司君) 賛成者多数と認めます。したがって、発議第2号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書については原案のとおり可決されました。

それでは続きまして、発議第3号、消費税10%への引き上げに反対する意見書について採決を行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(大西一司君) 賛成者多数と認め、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(大西一司君) 次に、日程第13、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

どうもお疲れでございました。

午前9時47分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員